

## 免税軽油制度の継続に関する意見書

これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業の発展に貢献してきた免税軽油制度が、令和9年3月末日で廃止される状況にあります。

免税軽油制度は、元来、道路を走らない機械に使う軽油について、軽油引取税を免税する制度で、船舶、鉄道、農業・林業、製造業など、幅広い事業の動力源の用途に認められてきたものであります。

スキー場産業では、索道事業者が使うゲレンデ整備車及び降雪機に使う軽油が免税となっており、この制度がなくなれば、索道事業者は大きな負担増を強いられ、スキー場の経営維持が困難となるとともに、地域経済にも計り知れない影響を与えることとなります。

よって、国会及び政府におかれては、観光産業や農林水産業等幅広い産業への影響に鑑み、免税軽油制度を継続されるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和7年12月18日

長岡市議会議長 池田和幸

(あて先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣